

人事院会議議事録

会議日

令和5年2月16日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 柴崎事務総長、幸総括審議官
(説明員) (給与局)
住吉給与第三課長

議題

人事院規則9-24(通勤手当)等の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則9-24(通勤手当)等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 9—24（通勤手当）等の一部改正について

令和 5 年 2 月 16 日
給 与 局

1 改正の概要

(1) 人事院規則 9—24等の改正

職員の届出に基づき各庁の長が手当額の認定を行うこととされている手当（通勤手当、住居手当、扶養手当及び単身赴任手当）については、現在、人事院規則において、各庁の長に、現に手当を受けている職員が各手当の支給要件を具備しているかどうか等を随時確認すること（以下「事後確認」という。）を求める規定を置いている。

この規定の下で、多くの府省においては、定期券の提示や証明書類の提出等により確認が行われているが、届出に係る事由に変更のない者も含めた全ての職員について確認を求める取扱いは、事務担当者や職員に過大な負担を課すものとなっている。

現在、政府においては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）に基づき、目視規制等アナログ規制が含まれる法令の見直しを進めることとしており、このような動きも踏まえ、以下の人事院規則について、事後確認に係る規定を削除する改正を行う。また、これに伴い人事院規則 1—34（人事管理文書の保存期間）について、所要の改正を行う。

- ・ 人事院規則 9—24（通勤手当）
- ・ 人事院規則 9—54（住居手当）
- ・ 人事院規則 9—80（扶養手当）
- ・ 人事院規則 9—89（単身赴任手当）

なお、事後確認については、認定後に事情の変更が生じた場合の職員からの届出漏れを防止する等の効果があったことから、代替措置として、各庁の長は、職員に対し、少なくとも毎年度 1 回、届出に関し注意を喚起する旨を運用通知において規定することとする。

(2) 権限委任公示の改正

(1)の人事院規則の改正に伴い、給与関係の権限の委任について定めた人事院公示（昭和38年人事院公示第5号）について所要の改正を行う。

2 公布日及び施行日

令和 5 年 2 月 28 日公布、同年 4 月 1 日施行

以 上